

事務連絡
平成16年3月15日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長
介護保険課長

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」（平成12年3月7日厚生省告示第56号）及び「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正について

平成16年3月3日厚生労働省告示第74号において「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付」（平成12年3月7日厚生省告示第56号）が改正され、「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知）による療養費及び研究治療費の支給並びに「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」（平成15年6月6日環保企発第4号環境事務次官通知）による医療費の支給が追加され、平成16年4月1日より適用されることとなりましたので、お知らせいたします。

また、あわせて別添の通知「『介護給付費請求等の記載要領について』の一部改正について」（平成16年3月15日老老第0315001号・老介発第0315001号）により「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知）による療養費及び研究治療費の支給にかかる改正がなされましたので、加えてお知らせいたします。

当該告示改正及び通知改正に伴い、平成16年4月1日より、本件公費負担医療にかかる費用につきましては、別紙のように、全国の国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）において、介護保険審査支払システムにより審査及び支払事務を実施することに取扱いが変更されることとなります。

なお、本件公費負担医療につきましては、新潟県、茨城県、熊本県、鹿児島県の4県のみが公費負担医療の実施主体とされているところであり、4県が当該県の国保連と本件公費負担医療にかかる費用の審査・支払にかかる委託契約を結ぶこととなります。

これにより、4県以外の都道府県国保連においては、各都道府県国保連と国

民健康保険中央会の間で締結している県外分介護給付費等の支払に関する事務にかかる委託契約に基づき本件公費負担医療にかかる費用の請求の受理が可能となるものであり、4県以外の都道府県と各道府県国保連が現在締結している公費負担医療等に関する費用に関する契約の見直しは不要である旨、申し添えます。

本改正による請求事務等の円滑な実施につきご留意の上、管内市町村、関係者等に対する周知方につき、よろしくお願いいたします。

(別紙)

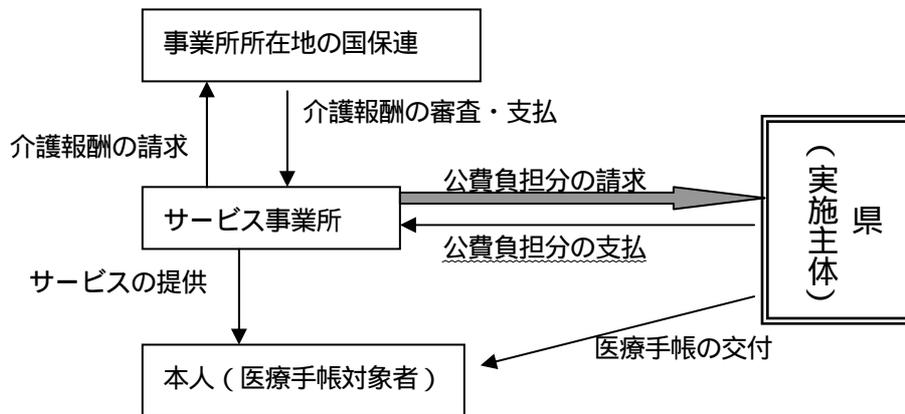
「水俣病総合対策費の国庫補助について(平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知)による療養費及び研究治療費の支給にかかる審査支払

【実施主体】

環境省の委託を受け、熊本、鹿児島、新潟の3県が実施主体とされている。

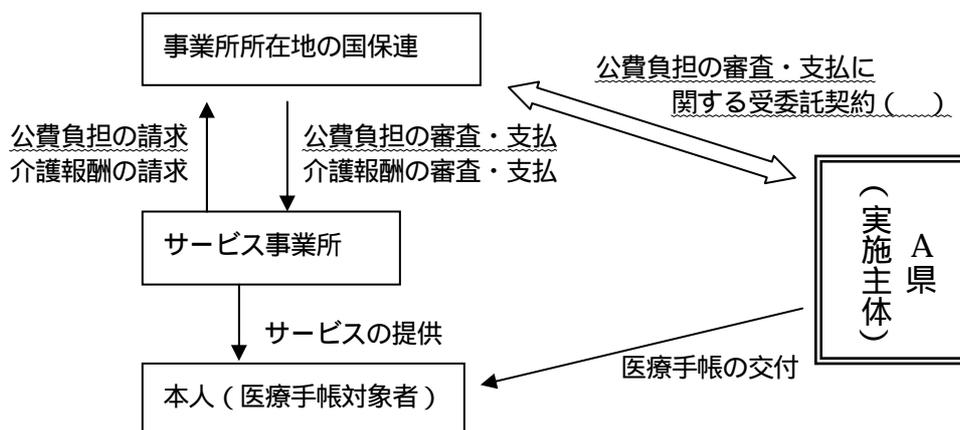
【現行】

サービス事業所は、介護報酬の請求を国保連に、公費負担の請求は実施主体の県に直接請求している。



【改正後】

サービス事業所は、介護報酬の請求と併せ、公費負担部分も国保連に請求する。



実施主体である3県は、本件公費負担の審査支払について当該県の国保連と契約を結ぶ(熊本県であれば熊本県国保連のみ)こととなり、実施主体以外の都道府県、国保連に契約等の事務は発生しない。

「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」(平成15年6月6日環企発第4号環境事務次官通知)による医療費の支給

【実施主体】

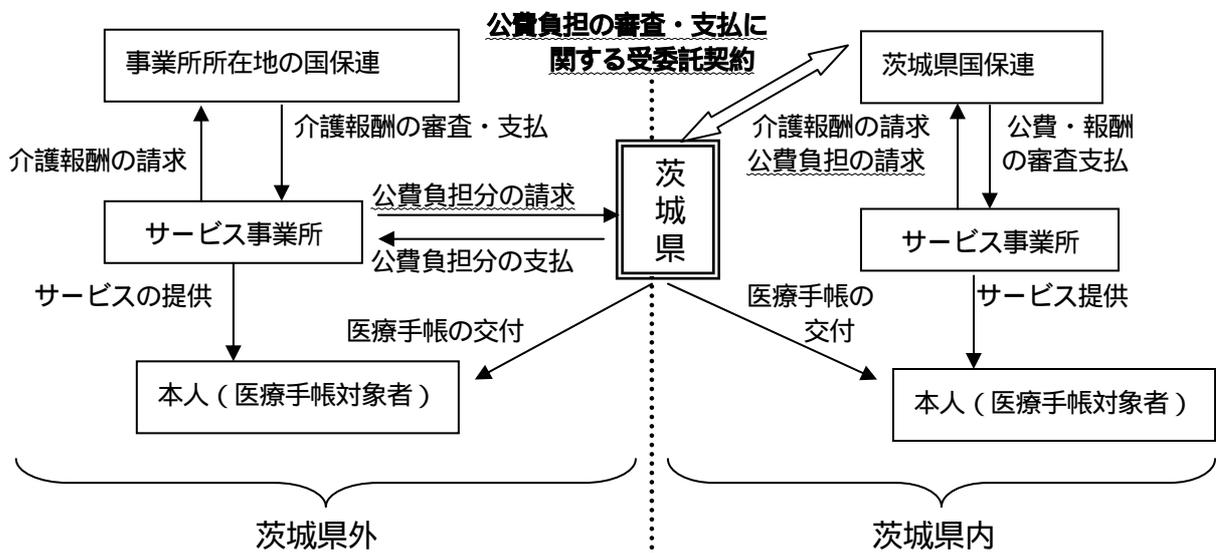
環境省の委託を受け、茨城県が実施主体とされている。

【現行】

茨城県は、茨城県国保連とのみ本件公費負担の審査支払に関する受委託契約を締結しているため、サービス事業所の所在地により公費負担の請求先が異なる。

県内：公費負担と介護報酬を国保連に請求

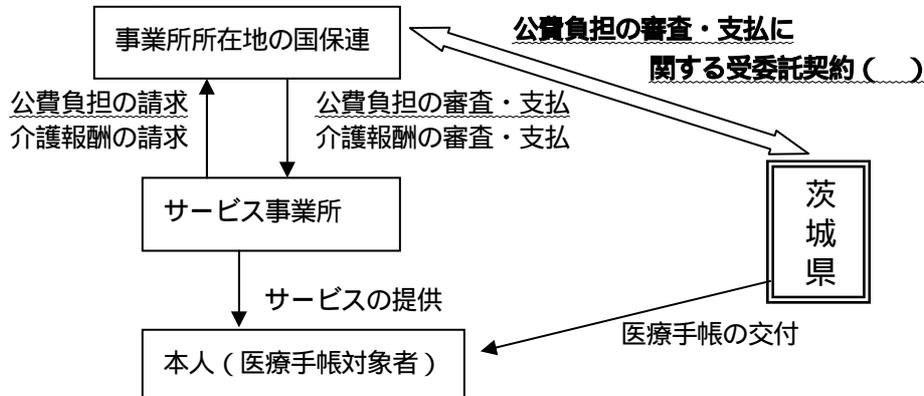
県外：公費負担は茨城県へ、介護報酬は所在地の国保連へ請求



実際には本件公費負担を受給している要介護者は現時点で存在しない。

【改正後】

サービス事業所は所在地に関わらず、介護報酬の請求と併せて、公費負担部分も国保連に請求する。



実施主体である茨城県は、既に茨城県国保連と契約を結んでいるため、改正告示の施行により本件公費負担の審査支払を審査支払システムにて行うこととなる。